

北海道告示第10934号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(十勝・釧路西部海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年6月21日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
かにかご漁業(けがに)	十勝海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以東、十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以西の海域	11月20日から翌年1月31日まで	18隻	10トン未満 ただし、平成14年度適正化船に該当して総トン数が増加した船舶を使用する場合に限り、14トン未満とする。	十勝総合振興局管内に住所を有する者	令和5年9月20日から同年10月20日まで	<p>1. 許可の有効期間は、十勝海域においては、令和5年11月20日から令和6年11月19日までとし、釧路西部海域では、令和5年9月1日から令和6年8月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の期間は、十勝海域においては、令和5年11月20日から令和6年5月19日までとし、釧路西部海域では、令和5年9月1日から令和6年2月29日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 なお、(10)にあつては、漁業時期に9月1日から9月20日の期間を含む許可に付すものとし、それ以外の許可にあつては、(11)を(10)とする。</p> <p>(1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2)漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。</p> <p>(3)漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。</p> <p>(4)けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。</p> <p>(5)海中に敷設するかご数は、700個以内でなければならない。</p> <p>(6)かごの網目は、3寸8分(結節から結節までの長さが5.75センチメートル)以上の大きさでなければならない。ただし、600個以内にあつては、2寸5分(結節から結節までの長さが3.80センチメートル)の大きさのかごを使用することができるものとする。</p> <p>(7)海中に敷設する漁具の各のし両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。</p> <p>(8)次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 なお、イにあつては、釧路西部海域の許可に対し付すものとし、十勝海域の許可にあつては、ウをイ、エをウ、オをエ、カをオ、キをカとする。 ア 脱皮直後のけがに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがにの雌がに エ 甲幅10センチメートル未満のずわいがにの雄がに オ たらばがにの雌がに カ 甲幅13センチメートル未満のたらばがにの雄がに キ あぶらがに</p> <p>(9)つぶ類及びたご類が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(10)9月1日から9月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(11)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
同上	釧路西部海域	十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、釧路市と釧路郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域	9月1日から10月15日まで	10隻	同上	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和5年7月11日から同年8月10日まで	
10月16日から11月30日まで			3隻	同上	同上			
12月1日から翌年1月20日まで			9隻	同上	同上			